

レース委員会が審問無しに課すペナルティー

SP：レース委員会が審問無しに課す標準ペナルティーは、以下のとおりとする。

5 陸上で発せられる信号

5.2 [NP][SP]音響1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚30分以降に発せられる。」を意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇をしてはならない。

⇒指示 5.2 違反に対して、その違反の直後のレースの得点に+3点を加点する。
艇のレース得点は失格(DSQ)より悪くなることはない。

14 ペナルティー方式

14.3[SP] 規則 44.1に基づきペナルティーを履行した競技者は、大会 RRS.org のフォームに入力、送信しなければならない。

⇒指示 14.3 違反に対して、その違反があったレースの得点に+3点を加点する。対象のレースが複数ある時は、それぞれのレースの得点に+3点を加点する。
艇のレース得点は失格(DSQ)より悪くなることはない。

16 安全に関する要件

16.2[SP]その日の第1レースの艇の乗員は、出艇申告書がオープンされてから9:30までに申告書にサインをしなければいけない。

16.3[SP]その日のレース終了後は、遅くとも指示 15.3の抗議締切時刻までに、その日の最終レースの乗員が帰着申告書にサインを完了させなければいけない。

16.4[SP]出艇しない艇は、出艇申告受付時間内に、帆走指示書もしくは大会ホームページのリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。またその後出艇する場合は、出艇することを陸上本部に報告し許可を得なければいけない。

16.5[SP]レースからリタイアする艇は帰着後速やかに、帆走指示書もしくは大会ホームページのリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。レースからリタイアした艇は、コースを離れる前に、可能であればレース委員会艇またはプロテスト委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。その後すぐにトラブル等を解消し出艇する場合は、帰着申告書、出艇申告書へのサインは不要とする。

16.8[SP]競技者は、指示 15.3に示された抗議締切時刻までに、帆走指示書のリンク先に用意された「乗員申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。申告は、各クラスの大学単位で行うこと。

⇒指示 16.2、16.3、16.4、16.5、16.8の違反に対しては、以下のとおりとする。

1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。

2 回目の違反に対して、+3点を加点する。

ペナルティーを与えるレースは、艇に対して、引き続きのレースが行われた場合には指示 16.2

の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 16.3 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。指示 16.8 の違反に対しては、その日の最初のレースのチーム全艇にペナルティーを課す。

指示 16.4、16.5 の違反に対しては、以下のとおりとする。

1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。

2 回目の違反に対して、+3 点を加点する。ペナルティーを与えるレースは、当該レースの直前のレースとする。

艇のレース得点は失格 (DSQ) より悪くなることはない。

支援チーム規定 (STR)

3. [NP] [SP] 支援者艇は、レース委員会艇、レース艇の付近およびハーバー内では低速で航行するなど安全に努めなければならない。低速で航行とは、引き波を立てない程度をいう。

⇒STP3 の違反に関しては、以下の通りとする。

1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。

2 回目の違反に対して、+3 点を加点する。

STP3 の違反に対しては、その日の最初のレースのチーム全艇にペナルティーを課す。

8. [SP] 支援者艇のドライバーは、キルコードが装備されている艇については、操船中キルコードを適正に使用しなければいけない。

⇒STP8 の違反に関しては、以下の通りとする。

1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。

2 回目の違反に対して、+3 点を加点する。

STP8 の違反に対しては、その日の最初のレースのチーム全艇にペナルティーを課す。

以 上